

95年4月21日講義分

・立憲主義 「憲法」の概念

形式的意味の憲法(憲法典)と実質的意味の憲法(中身を重視する)

※両者のずれが生じる 憲法以外の法が実質的にその役目を果たすときがある

英→憲法典がない(不文法)

固有の意味の憲法…国家・統治の基本法

立憲的意味の憲法…近代立憲主義(人権の尊重等)に立脚した憲法

1. イギリス

1642 ピューリタン革命→テューダー朝倒される(歴史上初のブルジョア革命)
クロムウエル独裁

1660 王政復古

1688 名誉革命

1689 権利章典→憲法典ではない(法律の一種)→不文憲法国家

1690 J. ロック『市民政府論』→名誉革命を正当化

1701 王位継承法

※コモン・ロー

2. アメリカ

1776 アメリカ独立宣言 ※ヴァージニア州権利章典

1778 合衆国憲法→憲法典を作る 歴史上初の憲法典

3. フランス

1789 フランス人権宣言←J. J. ルソー

1791 フランス憲法制定→君主の権利を制限

※英

1215 マグナ・カルタ(支配者の権利を定める)

1689 権利章典→議会制などを生み出す→立憲主義思想の固まり

社会契約説⇔絶対王政

1. 自然権(天賦人権思想)→国家成立前の人間が固有に持っている権利

2. 社会契約(1維持のため)…統治を政府に委ねる

3. 革命権

※対絶対王政の過程で形成

アメリカ独立宣言・人および市民の権利宣言・日本国憲法前文第1項

人間一人一人の存在を尊重する考え方、ともいえる→基本的人権の尊重・デモクラシー

J. ロック…自然権を「生命・自由・財産」としてとらえる(これらの総称がproperty)

近代憲法の特質

1. 法としての性質

制限規範⇔授権規範

ある行為の制限⇔無制限の権限(君主の横暴等)は許されない

最高法規

(∵人権[国政運営で最高の価値]があるので)

cf.97/98条

2. 形式上の性質

成文であること(各場での対応の変化を防ぐ)

硬性憲法(手続そのものに着目)⇔軟性憲法(ブライスにより定義)

cf.96条⇔59条

※憲法と憲法より下位の法律を区別する

※軟性憲法 イギリス…憲法的法律はいまだ変わっていない

硬性憲法 ドイツ…過去41回改正

近代憲法→現代はその「否定」ではなく「訂正」

1. 基本的人権の内容の変化…生存権・社会権の登場←社会権との対比「国家からの自由」

農業→工業産業への発展(生産手段と労働の分離)

資本家・労働者(生産手段を持たないため弱い立場に立つ)の分離